

広島市地域ポータルサイトの管理等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市域における住民間のコミュニケーションを促進し地域活動の活性化を図るとともに、利用者の情報リテラシー向上を図ることを目的として開設する広島市地域ポータルサイト（以下「地域ポータルサイト」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 地域ポータルサイトは、広島市が設置する情報機器に搭載し、運営する情報システムであり、次の各号に掲げる情報システムから構成する。

- (1) 総合ページ 地域ポータルサイトの総合入口であり、地域のホームページの紹介及び広島市の行政情報の提供、情報セキュリティに関する注意喚起等を行う情報システムをいう。
- (2) 地域のホームページ 地域の紹介や団体内での情報交換等を目的として、地域住民が互いに協力して開設し、運営する情報システムをいう。一般公開を行う部分と専ら登録者（一般非公開部分を利用できる者をいう。以下同じ。）間での情報交換等を目的とする一般非公開部分とから構成する。
- (3) 安全安心メール 犯罪発生情報や地域の安全安心に関する情報を電子メールを用いて利用者に提供するシステムをいう。

(運営管理者等の設置)

第3条 地域ポータルサイトの管理及び運営（情報登録等を含む。以下同じ。）を行うため、運営管理者、運営副管理者、登録責任者及び登録副責任者を設置する。

- 2 運営管理者は、広島市市民局市民活動推進課長の職にある者をもって充てる。
- 3 運営副管理者は、運営管理者が広島市地域ポータルサイトの管理及び運営に関する要領（以下「要領」という。）において定める者を充てる。
- 4 運営管理者は、安全安心メールの運営管理を広島市市民局市民安全推進課長の職にある者に委任する。
- 5 登録責任者及び登録副責任者は、地域のホームページの開設を希望する団体の代表者が定める者を充てる。

(運営管理者等の事務)

第4条 運営管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域ポータルサイトの管理（情報機器及び情報システムの保守を含む。）及び運営の総括に関すること。
 - (2) 地域ポータルサイトの利用の総括に関すること。
 - (3) その他地域ポータルサイトの管理等に関し必要なこと。
- 2 運営副管理者は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 地域ポータルサイトの管理及び運営に関すること。
 - (2) 地域ポータルサイトの利用に関すること。
 - 3 登録責任者及び登録副責任者は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 地域のホームページの登録に関すること。
 - (2) 地域のホームページの運営に関すること。

(地域のホームページ開設)

第5条 地域のホームページは、次の団体が開設できるものとし、開設に必要な条件は要領で定める。

- (1) 町内会（自治会を含む。）
- (2) 連合町内会
- (3) その他運営管理者が適当と認める団体

(地域のホームページ開設申請等)

第6条 地域のホームページの開設を希望する団体の代表者は、要領で定めるところにより、所定の申請書を運営管理者に提出しなければならない。

2 運営管理者は、提出された開設申請書に基づき、要領で定めるところにより、審査を行い、地域のホームページの開設の可否を団体の代表者に通知する。

3 地域のホームページを開設した団体の代表者又は登録責任者は、開設申請事項につき変更がある場合及び地域のホームページを閉鎖する場合は、要領で定めるところにより、届出を行わなければならない。

(地域のホームページ開設の取消し)

第7条 運営管理者は、要領で定めるところにより、地域のホームページの開設を取り消し、又は地域のホームページの公開を差し止めることができる。

(地域ポータルサイトの運営停止等)

第8条 運営管理者は、地域ポータルサイトの運営を停止するときは、運営副管理者、登録責任者及び登録副責任者に対し、要領で定めるところにより通知する。

2 運営管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、通知することなく、地域ポータルサイトの運営を停止することができる。

(1) 地域ポータルサイトの保守を緊急に行う必要があるとき。

(2) 通信回線障害又は天災等の不可抗力により、地域ポータルサイトの運営が困難となったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、その他やむを得ない理由により、地域ポータルサイトの運営が困難となったとき。

(個人情報の取扱い)

第9条 運営管理者、運営副管理者、登録責任者及び登録副責任者は、広島市個人情報保護条例（平成16年3月30日広島市条例第4号）の趣旨に基づき、個人情報の取扱いに十分注意しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域ポータルサイトの管理、運営及び利用に関し必要な事項は、運営管理者が要領で定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年1月15日から施行する。

2 運営管理者は、地域ポータルサイトの運営及び利用状況等の調査を行い、平成22年度にサービス提供のあり方等について見直しを行う。

附 則

この要綱は、平成19年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。